

研究ノート

＜国家＞の再考—カナダの実験—(3)

第3章 ケベック・ナショナリズムと分離主義

中 野 秀 一 郎

1763年のパリ条約によってイギリスの植民地支配下に入ったヌーベル・フランスでは、一方ではアメリカ革命の影響が北に拡大することを恐れた植民地政府がフランス系住民に対して寛容な政策をとったこと、他方ではケベック・カトリック教会が＜生き残り＞の戦術として英国植民地政府に迎合的・協力的な態度を示したことから、急激な＜アングロ化＞(Anglicization)による反乱の頻発を招くというような最悪の事態は起こらなかった。しかし、いわゆる低地カナダ(ケベック)を支配したイギリス系植民地行政官、総督、それにかれらを支えたイギリス系商人(その多くはモンリオールに集中していた)に対して、1837年にはいわゆる＜パピノーの乱＞(Papineau's Rebellion)が起こっている。この年、12月1日にパピノーは反逆者とされ、その拿捕に1,000ポンドの賞金が賭られた。ちなみに、モンリオールの初代司教ラルティエグ(Jean-Jacques Lartigue)はこれらの反乱を手厳しく批判したのであった。

容易に想像されることだが、フランス系カナダ人が自らの民族的自覚(＝アイデンティティ)を先鋭に意識するようになったのは英国の支配下に入ってからのことである。もっとも、教会と同様、ケベックの保守層、反動的なエリート層もまたこうしたイギリス支配層と同盟関係にあった。そして、これからアングロ系、フランス系両エリート達の間には、経済はイギリス系に、文化と教育はカトリック教会にという分業関係が約束されており、そのため教会は政治的に沈黙を守った(＝quietism)のである。

こうして、ケベックの地における本来の＜住民＞(habitants)として本国のフランス人とさえ自己を峻別していたフランス系カナダ人は、新し

い支配者アングロ系に対して一種の＜防衛的ナショナリズム＞で対抗することになる。そして、1774年のケベック法(The Quebec Act)や1791年の憲法法(The Constitutional Act)という枠組みの中でかれらの市民的・政治的権利を認めさせ、これを伸展させようとする運動が起こる。パピノーは、この時期のケベック・ナショナリズムを象徴する名前であったわけだが、かれは1827年に愛国党(The Patriots' Party)を組織して幅広く人びとの支持を集めたのである。その政治哲学は、基本的には当時のヨーロッパにおける進歩思想、すなわち社会進歩、民主主義、改革と自由を信奉する穏健なものであったが、上に述べたような具体的状況の中で、例えば経済的にはイギリスの製品のボイコットを主張するというような急進的なケベック・ナショナリズムの行動に走るようになった。

この同じ時期、＜フランス系カナダ人を統一し、これに政治的発言の機会を与える＞という目的で、1834年にモンリオールで創設された聖ヨハネ協会(Société Saint-Jean Baptiste)について触れておこう。この組織は、当時ますます乖離しつつあったフランス系カナダ人のマスとエリートを結束する目的をもち、そのモットーとして＜われわれの制度、われわれの言語、われわれの権利＞(Nos institutions, notre langue et nos droits)を掲げた。現在のカナダ国旗の表象である＜カエデの葉＞が＜フランス系カナダ人の運命のシンボル＞としてこの組織のエンブレムであったということもおもしろい。これに関しては、創設者のひとりジャック・ビジェ(Jacques Viger)がモンリオールでの最初の大会で次のように演説したという；

「この樹—カエデ—は、今やわれわれの山谷に繁茂するが、最初は若く、嵐に打たれ、やつれ、かろうじて大地から栄養をとるという状態であったが、やがて高く強く成長し、嵐に向い立ち、嵐に対してもびくともすることがない程強くなった。カエデは、われわれの森林の王である。それは、カナダ人 (The Canadian People) のシンボルである」と。この運動が、フランス系カナダ人の感情を宗教に結びつけ、一種の〈民族の神話〉の形成に貢献したことは疑いを入れない。

さて、反乱の混乱状態を收拾するため派遣された新総督ダーハム (Lord Durham) の処方箋 (ダーハム報告) は、上部カナダと下部カナダを統合し、そこに現地人による責任ある政治を樹立させ、方向としてはフランス系住民をアングロ系に同化して、これを〈一元的な社会〉に変更するというものであった。そして、この報告に基づいて1840年7月23日には、いわゆる連合法 (The Act of Union) が成立し、両カナダの統合が実現する。当然、フランス系住民側からみればこれは大変な脅威であったから、カトリック教会の弱腰 (英国寄り) を批判するナショナリズムが台頭するのである。

この〈アングロ化〉に抗して、低地カナダに〈独立の国家〉を樹立せんとするケベック・ナショナリズムは、英国植民地政府支配の議会制度の下ではっきりとした政治的志向をもつようになった。そのリーダー達は、過激な手段に訴えるというよりは、この議会制政治システムの中で実質的な行政権を行使し、そうすることによって教育、農業、地方行政などの分野でフランス系カナダ人の利益を促進するという方法を実践した。こうした地味な、(しかし着実な) 民族的利害の伸展策が功を奏して、結局、コンフェデレーション (Confederation) のための交渉を可能にするようなある種の〈民族間の均衡〉を実現することができたわけである。

ちなみに、当時のカナダの社会状況は次の如くであった。すなわち、1861年の国勢調査によれば、カナダの全人口は約250万人、そのうちフランス語を喋るものは約88万人であった。ケベックだけをとれば、人口は約110万人、そのうち84万強 (約75%) がフランス系であった。しかし、ケベック

はほとんどが農業地帯であり、アメリカ合衆国やカナダ西部への人口の流出が続き、人口9万のモントリオール、同じく5.8万のケベック以外には都市らしいものはほとんどないという状況であった。けれども、各地にさまざまな古典カレッジが創設されてカトリックのイデオロギーを中心にフランス系カナダの歴史を〈神話化〉する作業は進んでいたのである。この最後の点に関しては、後に〈保守〉と〈リベラル〉の政党として分化することになる2つの流れ、すなわちウルトラモンタニズムと自由主義 (ultramontanism and liberalism) に注目する必要がある。前者は、ブイヨ (Louis Veuillot) のもとで、19世紀フランスで発達した厳格なカトリシズムの教えであり、ローマ法王の絶対的な権威、聖職者層に対する信頼、聖心 (Le Sacré-Coeur) に対する献身、明確な信仰告白を特徴とし、フランス・カナダにおいても〈秩序と権威〉を中心とする社会の形成にあずかって大きな力があった。同時に、前世紀から今世紀にかけて、たとえばタルディブ (J-P. Tardivel) のごとく、カトリックの理想はアングロサクソンの政治制度のもとでは実現不可能であると主張して、神の恩寵の許にフランス系カナダ国家 (la nation canadienne-française) を樹立することが不可欠であるとし、ケベック・ナショナリズムを大いに高揚させたのであった。他方、リベラリズムの流れは、〈民族的2元性〉のうえに、英帝国主義との対決においてより穏健なカナダ・ナショナリズムを主張したアンリイ・ブラサ (Henri Bourassa) に代表されるものである (Hamelin, J. et N. Gagnon, Tome 1, 1984 : 43, 295-296)。

モントリオールの大司教であったブルジュエ (Mgr Bourget) は、きわめて権威主義的で、フランス革命にも反対という人物であったが、かれは民主主義とカトリシズムとは相入れないと主張し、ケベック・ナショナリズムを教会の教義と結びつけていた。こうした考え方は、いうまでもなく、後にフランス系カナダは〈カトリックの国〉であり、聖の領域でも俗の領域でも人びとのリーダーたるべき司祭の下にフランス系カナダ人はこの〈聖なる使命〉に邁進しなければならないというイデオロギーに結実するのである。(資料1参

照)

他方、1837年の〈反乱〉の後アメリカ、そしてパリに逃れていたパピノーは、1844年に許されて (be granted amnesty) ケベックに帰ってきたが (1845年)、かれの主張したナショナリズムはきわめてラディカルで、民主主義的志向をもち、自由主義的かつ反教會的であった。そのため、かれは帰国後政界に復帰した後、折しも日の目をみたびかりの〈連邦法〉 (The Act of Union, 1840年可決、1841年施行) に激しく反対し、ケベックのアメリカ合衆国への併合をさえ主張したのであった。この流れのイデオロギーは、後に *Cité libre* に結集する自由主義的知識人に引き継がれてゆくことになるわけである。

1867年のコンフェデレーション (Confederation) の形成は、ケベック社会の独自性 (民族性) を法律的・憲法的に保障してくれるものとの理解から、一応はアングロ系、フランス系両民族のエリート達の妥協の産物とはいえ、ケベックにとってはひとつの前進を意味していた。しかし、その後続くカナダの中央集権的な近代化過程がケベック・ナショナリズムに息を吹き返えらせるのである。この点に関していえば、ケベック経済におけるアングロ系の支配、したがって、フランス系が長い間後進的、労働集約的、また技術的にも単純な産業活動領域に閉じ込められてきたことも忘れてはならない。その影響は今日でさえ、ケベック経済一般の業績不良、たとえば、生活水準の低さ、失業率の高さ、生産性の低下 (ケベック州の全国における付加価値のシェアは、1961年の25.4%から1985年には18.5%に落ち込んでいる) などとして残っているのである。要するに、こうした全国的な経済開発の中で、ケベックには低い成長と労働集約性を特徴とする縫製、家具、繊維、皮革などが重要な産業であった外に、第一次産品 (原材料) の生産と輸出が大きな比重を占めていたため、ケベックの経済的劣位はいかんともしがたい状況に置かれていたのである。これに加えて、ケベック経済における外国支配の問題がある。20世紀にはいってイギリスとアメリカの地位が逆転することはあったものの、総体として、カナダ経済への外国資本の流入は大きなものであったが、特にケベックでは事態はより深刻で

あった。1969年でみると、石油と石炭で100%、非鉄金属で63%、機械で83%、そしてゴムで64%という数字がこのことをよく物語っていよう (Fitzmaurice, J. 1985: 88-89)。

振り返ってみると、カナダ連邦の形成は、なによりもまず成熟期に入りつつあった英領北アメリカ植民地をひとつの統一体としてまとめあげることにより、その経済発展を対内的にも、対外的にも推進しようとする〈経済的動機〉に根ざすものであった。1878年の総選挙で政権を手中にしたマクドナルド (John A. Macdonald) 政府は、いわゆる "National Policy" の旗印の下この政策を遂行したわけである。その強力な中央政府権力をフルに援用して、連邦政府は海運、鉄道、電報、通信、貿易、銀行、さらには本来州政府の責任が大きい農業や移民に関する諸政策についても中央集権的な計画を導入した。その結果、アメリカに対しても効果的な対抗力をつけることができたし、英国を主とする海外金融市場からの資金の導入、対外関税障壁を伴う保守主義による国内工業化の推進などにも成功した。広大な国土の全面的な開発に必須である鉄道の敷設も "a mari usque ad mare" (海から海へ=大西洋から太平洋まで) の国家的スローガンを掲げてこれを取り組んだ。もちろん、伝統的で、ある意味で独立的でもあったケベック社会がこうした全国的な経済開発の流れの中に次第に組み込まれてゆくことは必然の結果というべきであった。

その総体的な帰結は、ひとつの「トロイの馬」であったといえよう。というのも、連邦形成に託されたフランス系カナダ人の希望は、すでにみたように楽観的なものであった。かれらは連邦政府の権限が〈経済〉に限定されるだろうから、それがケベックの社会的・文化的存在を危うくするものではないだろうと予想したからである。けれども、上にみたような中央連邦政府による国家規模の経済発展計画の遂行は必然的にケベックの社会的・文化的存在の足元を崩し始めることになったのである。

事態がアングロ系のリーダーシップの下で遂行したことはいうまでもない。すでに早く、1852年には英語を話す人口がこの北米英領植民地全体で過半数を越え、かれらのイニシアティブで、いわ

ばケベック農業（＝経済）の犠牲においてセントローレンス水路の開発が行われた。加えて、1837年の反乱が鎮圧される時点で＜民主的で、共和制を支持する＞フランス系下層中産階級が根こそぎ打ちくだかれていたというケベック内部の（リーダーシップに関わる）問題もあった。しかし、結局、当初目標とされた＜調和のとれた、統合的な経済発展＞は全国規模で実現することはなく、ますます地域間の格差が開き、こうした状況の中でケベックの地位もおのずから決まってくるということになったのである。このような下部構造的背景の下に展開したケベック・ナショナリズムについて一言触れておきたい。

コンフェデレーション後、フランス語を話すカナダ人がケベック州の外部へも拡散していったが、かれらの諸権利の擁護をめぐるフランス系カナダ人の新しいナショナリズムが展開した。そして、この運動は具体的関心領域がケベック州外にあったために、ナショナル・レベルでの選挙制度や行政改革、要するに州政府の自立権を擁護して中央政府（連邦政府）の権力を制限するという方向に発展したのである。

1885年11月16日のルイ・リエル（Louis Riel）の処刑が運動にはずみをつけた。いうまでもなく、リエルはマニトバ州（1870年にカナダ連邦加入、それ以前は現在のサスカッチワン州と合わせて北西地域と呼ばれていた）におけるメティスと原住民（インディアン）の利益を守るためにカナダ中央政府と長い争いを辞さなかったわけだが、そのためケベック州でのかれの評価は＜マニトバにおけるローマ教会とフランス文化の守護者＞（＝英雄）と大変なもち上げようであった。現在でも、適及的に恩赦を与えるべきだという声がある程この処刑には問題があったとされるが（*The Canadian Encyclopedia*, 1985: 1585）——というのも、カナダ連邦政府がハドソン湾会社が所有していたこの地域を連邦に併合してゆく段階でその地における本来的な住民、メティスやインディアンの諸権利（なかんずく土地に対する権利）を充分考慮せず、かれらの不安感を除去するための十分な努力をしなかった—その運動の英雄であったリエルが法廷の＜寛大なる措置＞（clemency）の要請にもかかわらずいとも簡単に処刑されてしまった

のである。メティスや原住民はもちろん、ケベックのフランス系カナダ人もこれを契機に保守党の支配する中央政府に大きな不信をもつようになる。ケベック選挙民の自由党支持はこれを機に定着したと考えられている位である。

自由主義者でケベック・ナショナリズムの父とされるメルシェ（Honoré Mercier）はこの「リエル事件」を契機にリベラルを結集し、1887年（1月29日）にケベックの州首相の地位についた。かれはカナダ連邦結成以来初めての州首相会議を要請し、中央政府に対して行政・財政政策における州政府の自立性（autonomy）を認めさせる方向でこの運動を主導したのである。

かれを中心としたケベック・ナショナリズムの運動は、(1)ケベック州外に居住するフランス系カナダ人の利益の保護と、(2)チェンバレンによる新しい英帝国主義への抵抗、をその戦略の中心に置いていた。ただ、この運動は広く一般民衆を包摂することには失敗し、主として学生や知識人の間に、たとえば雑誌 *La Verité*（ケベック）や *L'Eteandard*（モントリオール）を通して流布したに留まった。

他方、先に述べた聖ヨハネ教会は、19世紀末から20世紀初頭にかけてケベック・ナショナリズムの大衆化に大きく貢献した。本来、フランス語とフランス文化の遺産を守護しつつ、フランス系カナダ人に民族的精神の高揚を呼びかけることを目的としたこの団体は、北アメリカの各地に支部を拡げていったが、それは聖ヨハネを守護者としてつづつ宗教的、芸術的、文学的催しを通してその活動を繰り広げた。（1922年以来、ケベック州では毎年6月24日を＜聖ヨハネの日＞とし、州の祝日としているのである。）こうした新たな動きの中から生まれてきたのがケベック・ナショナリズムの新しいヒーロー、ブラサ（Henri Bourassa）である。直接のきっかけは1890年以来解決のつかなかった＜マニトバ学校法＞（*The Manitoba School Act*）問題であったが、その帰結がフランス系カナダ人に不利な形で収まるやかれらの＜連帯意識＞は急激に高まった。1899年の（カナダの）南アフリカ戦争への参加の決定も＜反帝国主義＞の波となってこれを増幅することに貢献したのである。

1837年の<反乱>の首謀者パピノー (a celebrated folk hero) を祖父にもったブラサは、1903年にモントリオールで正式に発足した国民連盟 (The Nationalist League) の中心人物であったが、かれらの政治目標には、全国的な2言語主義、反帝国主義、英連邦におけるカナダの自主性の尊重、カナダにおける各州の自立性の尊重、ヨーロッパからの大量の移民の禁止、マイノリティの学校問題の解決、などが掲げられていた。そして、この運動は1904年に若い学生達を動員して形成されたカナダ・カトリック青年協会 (The Catholic Association of Canadian Youth) によって積極的に支持されることとなる。その結果、ケベック州で初めて組織立ったナショナリストの政治活動が展開することになり、異なるレベル (federal, provincial, and municipal) の選挙で大きな影響力をもった。1911年のローリエ (Laurier) 内閣の敗退もこうした運動の成果のひとつであったといつてよかろう。すなわち、自由党のローリエは当初ケベック出身のナショナリストでコンフェデレーションにも反対するほどの情熱家であったが、1905年 (この年、アルバータとサスカッチワン両州が連邦に参加) 以降、アングロ系プロテスタントの勢力に屈して、新しくできた西部2州におけるカトリック・マイノリティの言語—教育権を積極的に守護するかわりに、現状 (status quo) を容認するという政策に後退したが、これがケベック・ナショナリズムの新しい波によって批判されたというわけであった。

本来的には、ブラサのナショナリズムは、いわば<普遍的なカナダ主義>ともいうべきものを基礎としており、かれ自身はケベック分離主義を唱える *La Verité* の編集長ターディベル (J-P. Tardivel) をそのことでしばしば批判していた。かれが1910年に創刊した著名な日誌 *Le Devoir* の論壇で再々主張したように、かれの持論は<カナダ第一主義>であり、そこではフランス系とアングロ系がまったく平等な形で共存する国家が理想とされていたのである。

かれにいわせれば、2つの民族言語、2つの異なる精神文化が維持され、また同時に成長することは、カナダの進歩を妨げるどころか、それこそが (カナダの) もっとも力強い最大の国民的財産で

るというわけであった。ブラサは書いている；

「1867年以来、もはやカナダには征服民族も非征服民族も存在していない。反対に、政治的、社会的、道徳的権利において2つの民族は完全に平等であり、とくにその2つの言語を公的、及び私的な領域で使用することに関しては、なんの差異もないと理解しているのである。—————英語州で公立学校や分離学校 (カトリック系学校) でのフランス語教育に反対するものがあるが、これはカナダ憲法の基本精神に反するものである。同様にわがフランス語州で英語を排折することを主張するものも同罪である————— (フランス系カナダ人にとってのフランス語教育の大切さ、フランス文化継承の重大さを語った後——筆者注) 形の上でわれわれの言葉がますますフランス的になると同時に、それはまたその内実においてもますますカナダ的にならなければならない。それはカナダ文学を生み、同時に、地方的な意味でのケベックを越えてカナダに住むすべての民族を包摂するナショナルな性格を備えなければならない。このことを換言すると、われわれの目標は<独立>でもなければ<融合>でもない。—————カナダ連邦は、アングロ系とフランス系の2つの民族が平等を基盤に対等な権利と相補的な義務を認めることで成立した契約の結果として生まれた。したがって、カナダ連邦はこの権利の平等がハリファックスからバンクーバーまで公に認められる限りにおいてのみ生存し続けることができるのである。—————」 (H. Bourassa, "La Langue française de L'Action Sociale Limitée", Québec, 1913 より抜粋。実線は中略)

ブラサのメッセージは明確であるように思われる。しかし、かれの追従者たちは、一方ではこれを極端な反英感情として捉え、他方では極端な親英感情としても解釈したようである。こうして、ボア—戦争 (南アフリカ戦争) に対するカトリックの態度をとってみても、一般の聖職者達 (the clergy) は反帝国主義的感情をもち、ボア—人達に同情的であったが、大司教クラスや教会幹部は大英帝国への忠誠心を表明するという具合であった。1914年、第1次大戦が勃発した時、「カナダの命運は英国と共にある！」と呼んだのもこの人たちであった。

さて、すでに、1960年の〈静かなる革命〉(La Révolution tranquille) 以前に、デュプレッシ(Maurice Duplessis) が率いる国民連合の専制的な政治や伝統的なカトリック教会の支配にもかかわらず、ケベック社会にも工業化の波が押し寄せていた。そのことは、全体としてケベック社会が有無をいわず北アメリカ資本主義体制の中にからめとられてゆくということであり、同時に新しく台頭してくる社会階層が新しいイデオロギーの旗印を掲げて伝統的な権力に対する反抗を開始する能力を備えるということでもあった。もっとも、すでにみたように、今世紀初頭、ケベック州ではその半数近い人口が伝統的な村落に居住していたが、工業化・都市化も着実に進行し、たとえば、1900-1920年の間に経済に占める製造業の比重が4%から38%へと上昇しているのである。ケベックの農業にも変化がみられ、西部の小麦生産者と経済上競争できなくなった農民はこの時期ますます酪農生産と都市に密着した(たとえば、青果類の)生産に方向転換し、かくしてその経済が都市経済に包摂されてゆくと同時に、伝統的な生活様式にもひび割れが生じ始める。加えて、たとえば1931年でいえば、ケベック総人口の36%を抱える大都市モンリオールでフランス系の割合は僅かに27%で、非フランス系と比べてその割合が低いことは、工業化・都市化におけるフランス系住民の参加度が低いことと照応している。同じ頃(1931年)、ケベックにおける教育は、教会のエリート主義的、古典主義的方針に牛耳られており、近代化のための人材を育成することにはほとんど役に立たない状況であったし、その進学率(5-19才)は60%とカナダ全国で最低の値であった(K. McRoberts and Dale Posgate, 1976; 49)。

このような背景のもと、H. ブラサは、カナダ連邦の英国寄りを批判し、カナダ連邦の完全な独立、〈2民族性〉の原理に基づく連邦制の実現を訴えたのであった。しかし、こうした考え方では伝統主義的な制約を打ち破ることができないと考えたりオネル・グルール神父(Lionel-Adolphe Gorulx)は、ケベック・ナショナリズムと宗教を結びつけるいっそう鮮明な立場を提示した。かれの創設した「カナダ・カトリック青年教会」(1904年)の一派はケベック分離主義を打ち出していた

のである。

総体的にみれば、20世紀初頭のケベック・ナショナリズムは嵐のようにこの地域を席捲した経済的・社会的変化(工業化)に触発され、それに信仰(宗教)と言語の問題が絡み合う形で形成されてゆくと一応は説明しうるであろう。

1960年代になって、自由党政権の下で〈静かなる革命〉が進展し、ケベック社会の近代化(世俗化)が一段と進むなかで、フランス系住民の高級官僚、企業家、専門職、ホワイトカラーなどへの進出は思った程には達成されなかった。1966年に政権に返り咲いた国民連合党のジョンソン(Johnson)政権は、CEGEP(Le Collège d'enseignement général et professionnel=職業短期大学)を創設したり、鉄工業の州有化を進めたりしたもの、労働組合や一般市民が期待した程には州権力がフランス系住民の地位向上に積極的な貢献を行ったというわけではなかったのである。こうして蓄積された〈相対的不満〉が、結局はケベック党の台頭を支えたと思われるが、この間の事情をやや歴史的に振り返っておきたいと思う。

ケベック・ナショナリズムを問題にするとき、まず第一には、そのもっとも古典的な形態、すなわち、教会と農本主義を中心とする古い伝統的ナショナリズムを考察することができる。あの独裁的なデュプレッシでさえ、対オタワ(連邦政府)ということになればある程度までケベックを擁護したという点でナショナリストであった。

かれは、1954年の州政府の所得税に関する論争でケベックのフランス系カナダ人有権者の信頼をえた唯一の人物であった。(1984年にカナダ連邦の首相となった連邦自由党党首、フランス系のルイ・サンローラン(Louis St-Laurent)に一時希望を託していたケベック人は、すでにこの時かれに対する信頼を失っていた。)かれの数々の欠点にケベック住民が盲目であったというわけでは決してなかったのだが、かれらはフランス系カナダの利益を連邦政府に対して強硬に守ろうとするデュプレッシにかのパピノーやメルシエの面影をみたのである。ケベックの〈権利と自立〉の果敢なる守護者デュプレッシ、その時期のケベック住民のかれに対する支持はデュプレッシ自身をさえ驚かすものであったという。これより早く、1948

年には、ナショナリスティックな民衆のつき上げを受けて、デュプレッション自身例の<青地に白いユリ> (fleur-de-lis) を配したケベック州の州旗を制定していることもつけ加えておこう。(いうまでもなく、ユリはフランス王朝のシンボルであった。) もっとも、かれの場合は近代化に伴う外国資本(主として、アメリカ)の浸透と搾取に加担し、同時に教会や領主層の支配を容認していた。しかし、このような古典的なナショナリズムはケベック社会に深い根をもっているののでいつでも活性化される可能性があるわけである。

他方、ケベック社会の工業化の進行に伴って、いわゆる自由主義的ナショナリズムが台頭する。この運動の中心となったのは、主として雑誌 *Cité libre* に集まった知識人たちであり、ここには後に連邦政府首相を務めることになるピエール・トルドー (Pierre Turdeau) その人が含まれる。トルドー自身がフランス系カナダの新興ビジネス志向の中産階級の出身であることが如実に物語っているように、その思想はケベック・カトリック教会の<一元化>に抗して、多元的民主主義(とその現実的政治形態である連邦制)を骨子とするものであった。それは、もう一方では、工業化に伴って生み出された労働者階級との連帯を訴えるいわゆるネオ・ナショナリズムの運動をも批判した。もっとも、古典的ナショナリズムの立場からいけば、これら自由主義者達は、技術官僚制的能率、民主主義、社会経済的進歩、そしてケベックのカナダへの<統合>を語る中央集権主義者ということになる。メンタリティは、北アメリカ的フロンティア精神に毒されており、そのメンバーのいく人かはこのアングロ系北アメリカにおけるケベック(フランス系カナダ)共同体の将来に関して悲観的観測をさえもっていたというのである。

1950年代末には、旧ナショナリズムの巻き返しが見られる。それは、リベラル・ナショナリズムとネオ・ナショナリズムを共にカトリック教会とケベックの民族的自決とを反古にしようとする<共産主義親派>だときめつけ、フランス系カナダの政治的独立を主張した。伝統主義的な2つの機関誌、*Tradition et Progrès* (1957) と *Laurantie* (1957) の発刊がこの運動の興隆を象徴しているが、この流れが、1960年9月には戦闘的な

RIN (独立連盟=Rassemblement pour l'indépendance nationale) の結成を導くことになる。

いうまでもなく、伝統的ナショナリズムは農村的ケベックを理想とし、政治政党では国民連合党 (=Union nationale) と結びつくわけだが、これに対抗する *Le Devoir*、労働組合、自由党(都市知識人+新興中産階級)の新しいナショナリズムは、工業化の伸展を前提としたケベック社会のあり方に主たる関心を示した。しかし、その陣営には階級的分裂の契機も含まれていた。というのも、工業化は一方では新興ブルジョワを、他方では労働者階級を同時に輩出したからである。しかも、状況をより複雑にするものとして、カトリック教会の一部が伝統的に労働組合運動にコミットしてきたという事実がある。

とくに、マルクス主義的な階級分析の視点に立つ論者たちは、ケベックのプロレタリアート(労働者階級)は、一方では英連邦主義によって、他方では、ケベックの新興ブルジョワジーによって、二重に搾取されているとして、その社会的性格を明らかにしているが、しかしこの場合でも、公共部門や民間の大企業で働く労働者は知識人との距離も小さく、後にはケベック党 (Le Parti Québécois) の運動に吸収されてゆくのに対して、いわば一般の下層労働者層は労働組合に組織されることもなく、重要な政治勢力とはなりえなかったと思われる。

しかし、ここでの問題意識に照らしていえば、基本的な問題は、だれが(どのような社会階層)、より強い分離主義的なナショナリズムを支持したのかということである。1960年前後の各種選挙の実証的研究をみると、この時期すでに農民は必ずしも一貫して国民連合党を支持しているわけではないことが分かるし、また連邦制を擁護せんとするリベラルの支持層は金持ちの新興ブルジョワジーであることも分かる (Latouche, D. et als. 1976)。

直接各政党の支持層を分析した資料は後にみてもみることにして、ここではまず党活動家に目を向けてみよう。

これは1973年の調査だが、当時モントリオール地区で選挙を戦った自由党、ケベック党、国民連合党、それに社会信用党の4つの政党に関して、

それぞれの党の活動家がどのような社会的属性をもっているかを比較したのが次表である。(表1)

一般に、男性によって担われている(平均値90%)この種の活動は、しかしながら、政党によってきわ立った差異を示している。伝統的ナショナリズムを代表する国民連合党と社会信用党は、党の既成イメージそのままに、ここでは<工業、商業の自営>が高い割合を示す。リベラル・ナショナリズムの自由党では、これまた党の既成イメージ通り、企業経営者(新興ブルジョワジー)が特に高い値を示す。これに対して、もっとも過激な分離主義的ナショナリズムを標榜するケベック党の党活動家の特性は、30才以下(35%)で高学歴(そのうち81%は高等教育終了者)をもつものときわ立っているのに加えて、その過半数(58%)は年収9,000ドル以下で独身者が多い。そして、これは同じ調査の別の項目から分かることなのだが、かれらはまたその党活動への参加動機において<イデオロギー的理由から>とするものが、他の政党の活動家と比べて高い割合を示しているのである。

この点をやや歴史的なパースペクティブに置いて眺めみると、すでに示唆したように、1960年以降のケベック近代化の進展は世俗的活動領域に大量の若者(その多くは、新しい近代化された高等教育システムの中で訓練された)を参入させることに成功たものの、新・旧(すなわち、自由党と国民連合党の支持層)支配層の既得権益は大きくかつ強固で、若者層に鼓吹された社会的アスピレーションは容易には実現されえなかったことから、いわゆる<相対的剝奪感>(relative deprivation)が現出し、それがラディカルなナショナリズムへとかれらを駆り立てたと一応は説明しうるであろう。実際、ケベック・ナショナリズムの全体的な沈静化の中で、こうしたアクティブな活動家が離反したことが、1985年州選挙におけるケベック党敗退の大きな原因のひとつではあった。

歴史的にみると、1957年にレイモン・バルボウ(Raymond Barbeau)によって創設された右寄りの分離運動—L'Alliance Laurentienne、それに1960年にラウル・ロイ(Raoul Roy)によって創設された左寄りのL'Association socialiste pour

表1 政党別党活動家の社会的属性(%)

	PL	PQ	UN	CS	全体
自由専門職	12	4	6	5	7
準専門職	44	48	44	30	42
企業経営者	32	15	0	15	17
工業・商業(自営)	4	0	19	15	8
雇用労働者	0	16	6	25	12
無職	8	15	25	10	14
初・中等教育	46	19	56	60	40
大学・短大	54	81	44	40	60
～\$5,000	0	31	19	6	15
\$5,000～\$10,000	17	27	25	25	24
+\$10,000	83	42	56	69	61
独身	16	41	12	20	24
既婚	80	49	82	80	71
その他	4	11	6	0	5
20-29	4	35	12	10	16
30-39	36	42	18	20	31
40-49	44	23	35	30	33
+50	16	0	35	40	20

出典：Latouche et als eds., 1976, p. 82.

l'Indépendance Québécois、加えて1960年9月に結成されたRINは、いずれもこうしたケベックの社会状況の中で〈分離-独立〉を表看板にした過激派であったが、1966年州選挙を正式に戦った分離主義政党はこのRINともうひとつRN (Ralliement national) だけであり、その時の得票率は両者合わせて僅かに8.8% (RIN 5.6%、RN 3.2%)、これが当時の〈ケベック独立〉を支持した勢力であった (ちなみにRINはモンリオール地区で7%以上の単独支持を獲得した)。感情的な議論はともかく、いざ〈独立〉ということになれば、具体的な移行過程のプログラムが必要であることはいうまでもなく、加えてオタワ政府とどう交渉を展開するのかなど、いわば〈猫の首に鈴をつける〉作業が不明確のまま残されていたのである。ルネ・レベック (René Lévesque) がこの間の詳細をつめて、いわゆる〈主権-連合構想〉 (Sovereignty-Association) の原形を提示したのが翌年の1967年であった。この年9月、かれはモンリオールでの演説で、約3時間に亘って過去のアングロ系-フランス系関係を分析し、いわゆる〈independence followed by some form of economic union〉私案を披瀝したのである。

さて、こうした過激な分離-独立路線をだれが支援したのかという問題に立ち返ってみると、1970年州選挙の時点でケベック党支持層の社会-経済的特徴を分析したラトウシュ達の論文が参考になる (同上: 187-211)。

通俗的には、ケベック党への支持を純粋なケベック・ナショナリズムの発露とみるよりは、むしろ経済的不満やそれと関連した中央 (オタワ) 政府への反発と解釈するものも多いが、すでにみたように、ケベック州におけるフランス系カナダ人の経済的・社会的劣位の自覚がナショナリズムと結びついてきたことをみれば、この通説もまた真実の一面を突いたものといわなければならない。そして、その点では、零細自営や一部労働者を支持層とする社会信用党への支持も同様な原因に根ざしていることは疑いを入れない。しかし、社会信用党へではなくケベック党へと流れた支持票の中には単なる経済的・階級的要因だけでは説明できないものも多く、たとえば1970年州選挙の場合、モンリオール北部のいわば中産階級の選

挙区でのケベック党の勝利はこれに当たるが、ここでは経済的に恵まれていない階級の反発 (異議申し立て) ではなく、全体的構造の中で社会的上昇を阻まれている (と思っている) フランス系中産階級の票がケベック党支持に流れていったとみられている (同上: 189-190)。著者達の分析は次の通りである;

「独立主義は、なかならず、中産階級現象であり、主としてわれわれがインテリゲンツィアと呼ぶところのものの創造物である。そのルーツは、一部には、もっぱらアングロ-サクソン系よって牛耳られてきた近代経済システムの中でキャリアと昇進を争わねばならなかったこの階級の置かれた状況に、また一部には、この階級がアングロ-サクソン支配の北アメリカと自らのフランス系カナダ社会を比較する際の知覚 (枠組) にみることができる」と。(同上: 190) 確かに、1960年以降の近代化による豊かさ、教育 (情報)、自由 (とくにカトリック教会からの自由) がそのままケベック人の意識に内面化して、より自覚的なナショナリズムを育てる基盤となったことは容易に肯首できるところである。

モンリオール地区を中心とした1970年州選挙前の面接サンプル調査によれば、社会-経済的地位の観点からケベック党の支持層を特定することは難しいが、イデオロギー的にははっきりとナショナリスティック傾向が垣間見られるという結論である。なお、興味深い発見としては、〈反連邦主義〉はケベック党支持の必要条件であるのに対して、〈独立主義〉 (独立-分離主義) はその十分条件であるという点であり、これはケベック党支持層のイデオロギー的志向を知る上で重要である。

別の調査 (Vincent Lemieux et als., *Une élection de réalignement; l'élection générale de 29 avril 1970 au Québec*. Montréal, Édition du Jour, 1970) では、この時のケベック党支持層の特性は、〈フランス系、男性、若年層、高い教育歴、良い職業と恵まれた給与〉 (Les éléments francophones, masculins, jeunes, plus instruits, occupant les meilleurs emplois et recevant les meilleurs salaires) であると報告されているが、これは上にみた党活動家 (や議員) と同質の社会

表2 1970年州選挙での投票意図(政党)と主観的アイデンティティ(%)

	なかなんずくカナダ人	カナダ+ケベック人	なかなんずくケベック人
PL	49.4	34.6	5.0
UN	6.6	5.8	2.1
PQ	8.1	33.1	78.0
その他	3.3	3.3	2.1
—	—	—	—
合計	100	100	100

出典: Latouche, 1976, p. 201

表3 1970年州選挙での投票意図(政党)と法案第63号に対する態度(%)

	大変好意的	好意的	中立	非好意的	大変非好意的
PL	54.9	49.0	33.5	36.6	16.4
UN	9.9	5.3	5.2	3.7	6.7
PQ	17.2	22.5	18.1	37.9	59.9
その他	0.0	6.6	3.5	1.9	1.8
—	—	—	—	—	—
合計	100	100	100	100	100

出典: 同上 p. 202

層である。ちなみに、先の調査で投票意図(政党)と主観的アイデンティティを交叉させた結果をみると(表2)、<なかなんずくケベック人>であると答えたものはその78.0%がケベック党への支持を表明しているのに対して、概して自らを<カナダ人>であると同定したものの多くは自由党支持を表明していることが分かる。

また、フランス系カナダ社会(=ケベック社会)に対する危機感との関連でもうひとつの資料を引用しておく、法案第63号に対する態度と政党支持のクロス集計が興味深い。(表3)周知の通り、法案第63号は1969年に国民連合党政府によって提案されたものであり、それによって<両親は子供の通う学校を選択することができる>とされたのである。もちろん、この法案はケベックにおけるフランス語の使用を促進することが目的であったが、上の如く<2言語主義>の原則が折り込まれていたため、大多数のフランス系住民には脅威と映った。というのも、当時ケベックに大量に流入していたイタリア移民の子弟がこの法案によって英語系の学校へ通学することが可能となったからである。法案第63号を強く拒否したものの59.9%がケベック党への支持を表明しているが、これが

<好意的>であるという方向へ移動するにつれて、ケベック党支持は漸減していることがわかる。

70年代の自由党路線、すなわち<若きブラサ>(Young Robert Bourassa)の政策に大きな誤りがあったとは思えないが、民心はこれに大きく前衛する形でレベックが率いるケベック党を州政権の座へと担ぎ上げたのが1976年11月の州選挙であった。ケベック州のカナダ連邦からの分離-独立を党綱領に謳う政党が州政権を掌握したということは、ケベック分離主義(運動)にとってはひとつの正念場を迎えたということになる。

もっとも、当時、すでにケベック州は農業州を脱皮して高度に工業化された世俗社会になっていた。農業生産は州の総生産の9%を占めるに過ぎず、社会福祉や公共サービスも整備されていた。こうした状況の下で、レベックは1976年州選挙の争点に<分離問題>をもち出すことは慎重に避けていたののである。しかし、かれは次の選挙前に、ケベック党政権がいわゆる<主権-連合構想>を連邦政府と交渉する権限をめぐって、住民投票(referendum)を実施すると公言していた。

クロード・ライアン(Claude Ryan)率いる野

党の自由党は、ブラサ前首相のいう「利益になる連邦制」(rentable federalism) —ケベック州はカナダ連邦の内に留まることによって、特に経済的には有利にその利益を享受することができる—の伝統を引き継いで、これに替わる現実的な代案を検討していた。それを、1980年に予定されていたレファレンダム以前に公表することで、この住民投票での「否定の票」(=Non Vote)を増加させたいと考えていたのである。かれは、各州首相にも提案を示し協力を要請した。連邦政府首相トルドーは、もちろんこの「Non 運動」に全面的にコミットしていた。こうした中、ケベック政府(ケベック党)は「主権—連合構想に関する白書」を公表して、その立場を明らかにしたのである。

1980年5月の住民投票でケベック住民がケベック党政府から答えを要求された質問は次の如くであった。

「ケベック政府は、民族(nation)の平等の原則を基礎に、残りのカナダと新しい協定に向かって交渉するという提案をここに公にする。

この協定は、ケベックが立法、徴税、外交関係の樹立における排他的な権限——すなわち、主権——を持つことを可能にすると同時に、カナダとの間に共通の貨幣システムを含む経済的連合(association)を維持することを可能とするものである。

この交渉によって惹き起こされるいかなる政治体制(political status)の変更も、別の住民投票による住民の承認によるものでなければ実行されえない。

こうした条件の下で、あなたはケベックとカナダとの間に上記協定を交渉する権限(the mandate)をケベック政府に与えるか？」

考えてみれば、1970年代を通して、ケベック党に対する支持が確実に増加したことは否定し難いところである。それが、ケベック近代化の伸展に伴う新しいナショナリズムの高揚であったことも確かである。「明日はわれわれに属する！」というケベック党の党歌に多くの人びとが酔いしれたとしても不思議ではない。しかし、すでにみたようにその支持層には一種の偏りがあり、ケベック住民がことごとくこの美酒に酔っていたわけではな

かった。そのことはルネ・レベック自身が1976年の州選挙の勝利の中で感じていたことでもある。従って、その勝利演説の中で、かれはケベック党の最終目標、「自由にして独立したケベック」の達成には時間を掛けると、やや不安げに補足しているのである。実際、感情論を抜きにすれば、その達成過程における政治的難題や実現した暁きの「独立ケベック」の存在に対する不安をこの時点では完全に払拭することができなかったというのが正直なところであろう。

1976年州選挙の結果にしても、ケベック党は州議会110議席中69の過半数を制したとはいえ、その得票率は41%と過半数を下廻っていた。第2位の自由党は33%の得票率しかえられず、議席数を102から28へと大幅に減少させていた。第3勢力、右翼の国民連合党は19%の得票率で11議席という成績であった。結局、この場合の「勝利」も圧倒的というには程遠いものであったわけである。

他方、強硬な連邦主義者である連邦政府のトルドー首相は自らの故郷ケベックが独立することをよしとせず、連邦政府はいかなる分離主義者とも交渉する用意はないと宣言し、もし住民投票の結果が「Non」と出ればケベックの意を汲んだ「新しい憲法」を用意すると語っていた。「renewed federalism」というスローガンも使われた。

結局、事前の世論調査が示していたように、ケベック住民の意志統一は存在せず、レファレンダムは59.5%の得票率を集めた「Non」の側が勝利したのである。評価は「半分水の入ったコップ」と同じ話になる。40%ものケベック人が「Oui」(賛成)に票を投じたところを強調して解釈すれば、ケベック党側の「勝利」ということもできる。事実、翌年の1981年州選挙でケベック党はもう一度政権を担当するマンドートを取りつけることに成功したのである。そして、1982年憲法に署名を拒否したまま現在に至るまで事態は正常には復帰していないのである。

けれども、ケベック州における最近の歴史を振り返ってみれば、ケベック党と分離主義運動の衰退は否定すべくもなく、レベックが隠退した後を受けた若き党首マルク・ジョンソン(Marc Johnson)率いるケベック党は1985年州選挙で老練ブラサの率いる自由党に圧倒的な差をつけられて敗

退したことがこの間の事情を雄弁に物語っている。 (拙稿「1985年ケベック州選挙」『関西学院大学社会学部紀要』第53号、1986年、31~50頁)

こうした変化の中で、トルドー首相の後を受けた進歩保守党のマルローニ連邦政府首相は、かれ自身もまたケベック州出身の連邦首相として、ケベック州が1982年憲法に署名して名実共にカナダ連邦の強力で頼りになる「正式な一員」として復帰することができるよう、その政治生命をかけて努力したのである。

ただし、昨今に至ってかなりはっきりしてきた事実がある。それは1987年5月にマルローニ首相のイニシアティブで開かれた憲法会議が、いわゆる「ミーチレイク合意」(the Meech Lake Accord)に到達し、ケベック州の憲法への参加が可能となった時点で、トルドー元首相がこれに文句をつけ、「連邦政府がケベックに譲歩し過ぎている。これでは連邦政府の力を弱め、カナダそのものを弱体化させるものだ」と発言した時に明確になった。すなわち、ケベックを「a distinct society」であると公式に認定することに始まるミーチレイク合意の内容こそが、1980年のレファンドム時点におけるトルドー首相の提唱する「renewed federalism」の中味だと思いついてきたケベック人は、今度のかれの真意の表明で、この強硬な連邦主義者の元首相が当時「ケベックをカナダの10の州の1つとして連邦制の枠内に縛りつけておくこと」以外には何も考えていなかったことを知らされたのである。トルドー首相のこの「真意」をもし当時のケベックの有権者が知っていたら、「Oui」への支持がもっと高まったかも知れないというわけである (The Globe and Mail, May 30, 1987)。すでに、1982憲法をケベック州議会が否決した時点で、連邦主義者の自由党議員でさえこのトルドー首相の「だまし打ち」に抗議して、ケベック党議員と共に「否」を投じたのである。

確かに、中央集権主義者の目から見れば、「ミーチレイク合意」は連邦政府の譲歩と映るかも知れない。けれども、基本的には、ケベック社会の「独自性」を承認することは2言語主義(Canadian Dualityの原則)の再確認に過ぎず、これによってケベックは自らの内にあるマイノリ

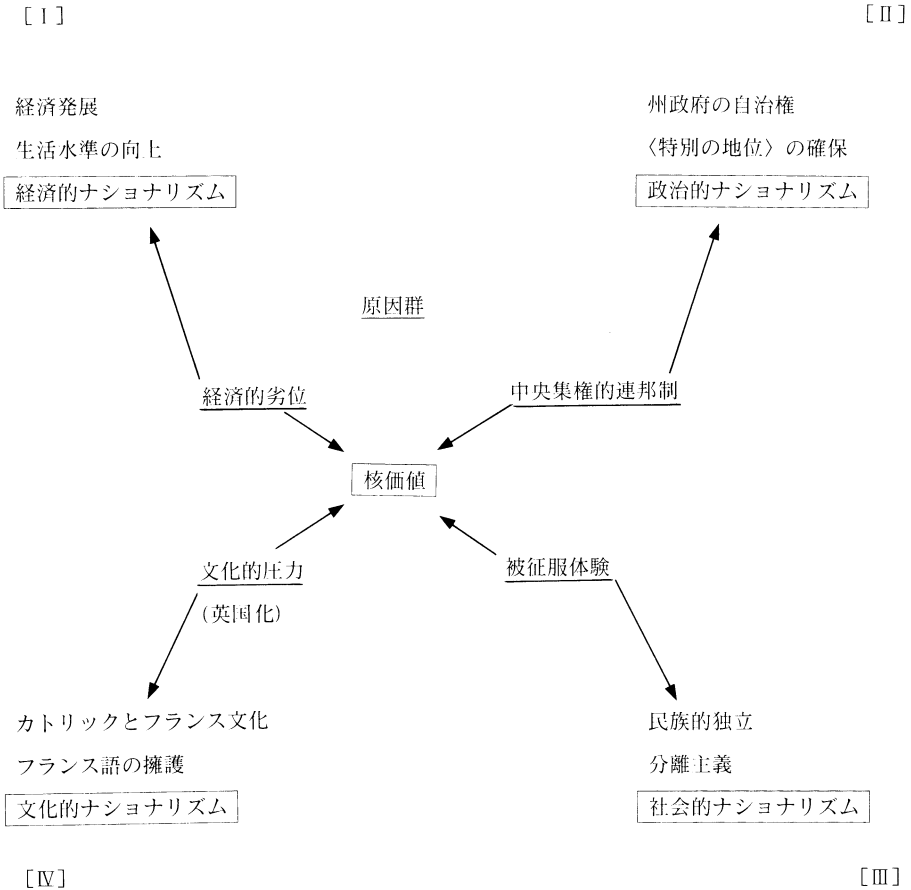
ティの諸権利(言語を含めて)により大きな責任を担うことにもなったわけである。それは、「ケベックが1982年憲法の冒頭にあるいわゆる「権利と自由に関するカナダ憲章」(The Canadian Charter of Rights and Freedom)や「公用語法」(The Official Language of Canada—新憲法第16条から第22条まで)を明確に受け入れることも関連している。

さて、最後にこの章を終るに当たってケベック・ナショナリズムのイデオロギーをその多角的な構造とそれを惹起することになったと思われる原因との関連で整理し、合わせてこの主題についての漸定的結論を披瀝しておきたい。図1はそれを単純化した見取図である。中央の4つの下線の用語は原因群(最低限これは必要条件である)を表すが、それは同時にこのイデオロギーの4つの次元(領域)をも示唆している。やや通俗的な名称で恐縮だが、これらを左上のI次元から時計回りに順次経済次元(I次元)、政治次元(II次元)、社会次元(III次元)、文化次元(IV次元)と呼ぶであろう。中央の□はこれらの4つの原因群を媒介にして外延の具体的なナショナリズムに具現するものとしての「核価値」(the core value)であって、これは「フランス的愛国心」(the French Patriotism)と呼んでよい。それは、具体的には、この場合、フランスという国に対する帰依、献身であって、こうした忠誠心を媒介にしてひとはその政治共同体への帰属意識(identity)を確立しているといえる。共同の土地、文化、歴史、慣習、価値観などが一緒になって、それらがこの国に対する誇りと義務とを生起させるのである。

そうした核価値の自然な発頭が4つの壁によって阻止されるところから、それがナショナリズム(愛国心よりはなおいっそう複雑なイデオロギイ的衣装をまとったことが多い)に変換したのである。

歴史的(時系列的)な経過でいえば、なによりも被征服体験が原点になる。L'Action française (de Montréal)の主旨説明の中でペロー(Antonio Perrault)は、当時(1924年)北アメリカ大陸にいた400万人のフランス系カナダ人(このうち170万人がアメリカ合衆国に居住していた)の

図1 ケベック・ナショナリズムのイデオロギー構造



*ただし、核価値 = フランス的愛国心

“national feeling”を端的に、それは1760年に始まったひとつの“re-action”であるといい切っている。

「もし、18世紀にわれわれの祖先がフランスの支配の下に留まっていたら、この問題は決して日の目を見ることはなかったであろう。ニューフランスは、母国の植民地として順調に成長したであろう。あるいはまた、われわれの人種集団によって支配される独立国となっていたであろう。われわれはその出自に沿う形で発展を遂げていたであろう。いつの日か、われわれは一民族、一領土、一言語、一宗教による独立国を形成していたであろう。しかし、われわれの歴史には1760年が存在

したのである」と(同上：216)。

カトリシズムとフランス語(さらには、ラテン文化全体)の擁護、この文化的ナショナリズムは征服者のさまざまな英国植民地政策に対する抵抗として出てきたことについてはすでに詳論した。

もう一度ペローを引こう；

「この民族感情は、征服者がわれわれの精神の統一を破壊し、その自然なエネルギーを英国へのカナダの服従によって窒息させた時に、われわれの民族の生活の中に現出した。それは、アングロサクソン系がしばしば野蛮的な同化政策によって国の統一を計ろうとしたため、またかれらがその思考や生活様式をわれわれの特殊なフランス精

神を無視して押しつけようとしたために、かえって存在し続けたのである」と(同上:216-217)。

こうした原則的なナショナリズムの上に政治的ナショナリズムはコンフェデレーション以後の連邦制という法的枠組の中で、また経済的ナショナリズムは今世紀の二つの大戦を経たカナダ(及びケベック)の工業化のプロセスと共に展開したというのであろう。具体的には、イギリス支配への民族的反抗(Ⅲ次元:18世紀中葉)→英国化への文化的抵抗(第Ⅳ次元;18世紀後半)→裏切られた連邦制への抵抗(第Ⅱ次元;19世紀後半)→経済的劣位の自覚と経済発展へのナショナリズム(第Ⅰ次元;20世紀前半)がその進行過程の描写である。

フランス系カナダ人にとって、連邦制(1867年)はただの「幻想」であったとかれらをして思わしめた責任の一端が、ケベック州外の各地でアングロ系優越の現実を利用してフランス系の学校・教育・言語・宗教の諸権利を抑圧したひとつにもあることは否めない。これが、かれからには、<2言語主義>に立つコンフェデレーションの約束違反と映ったことについてもここで繰り返さない。その結果、連邦制に立脚しつつ反英ナショナリズムの形で穏健化する方向をみせていたブラサ流のケベック・ナショナリズムは足をすくわれる形になって、過激派の台頭を招くことにもなったわけである。そして、実際、もし1867年の<約束>が反古にされ、フランス系及びカトリック系の思想の圧迫が進み、その民族的な力を弱体化せんとする勢力が台頭してくるというのであれば、かれらはどう行動しなければならないということになるのだろうか?

L'Action françaiseの処方箋は、こうして、分離主義をとることになる。北アメリカに居住するすべてのフランス系カナダ人のためにケベックこそがその民族的<揺り籠>でなければならず、そこはくわれわれ分散した大家族のメンバーすべてにとってカトリック的でフランス的な生活様式のふる里>であり続けるべきだというのである。それは、東カナダの地に、一つのフランス的国家を建設することなのである。

ペローをもう一度引用して終わりにしよう;

「カナダ人は今十字路に立っている。いっそう

厄介な英帝国への結びつきの可能性のあるカナダ連邦の維持か(そしてこの道は国家的独立を遠くさせる)、アメリカ合衆国への包摂(併合)か、はたまた生活と行為の自由を取り戻すためにカナダのいくつかの州を分離するか。そして、L'Action françaiseはこの最後の選択肢をとりたいと思う」と(同上:220)。

国土の物理的的巨大さもさることながら、かれらは5大湖地帯を境にして、東部カナダと西部カナダが異質な二つの社会を現出してしまったという印象をもっていたようである;

「西部カナダは最近移民によって人口が増加したが、そのいくらかは中央ヨーロッパや英国からやって来たとはいえ、その大多数はアメリカ合衆国からの移民である。従って、そこではアメリカ精神が旺盛である。風土、民族、生活様式の差異がカナダに異なる二つの人種、東部人と西部人とを生んだのであり、かれらは理念、地理的条件、そして経済的要求において分裂しているのである。」

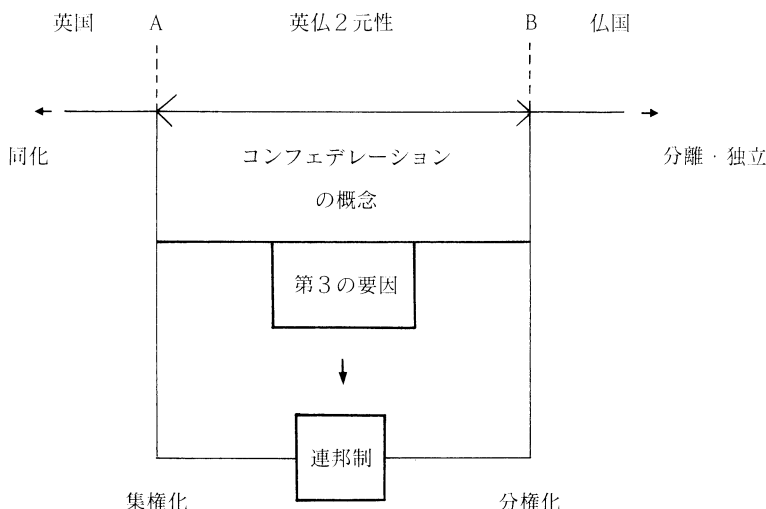
漸定的結論としていえば、ケベック・ナショナリズムの過激派一分離主義運動は、当初ケベックの<劣位と危機感>(いわゆる、survivance)を反映して生まれたが、次にはある階段までの近代化を達成した時点で、今度は、いわば<自信と相対的剝奪感>に基づいて過激化し、その波が去ってもう一度安定期に入り分離主義もまた一種の潜在期に入ったというのが現状ではあるまいか。したがって、次にこれがもう一度活性化する時期を予想することは難しいが、ただ過去の歴史的観測から次のような診断を下すことは許されよう。

すなわち、ケベック州がカナダ連邦の中でその誇りと自信に相応した経済的、文化的地位を享受し、その責任をまっとうし続ける限り、過激な分離主義がケベック住民の心を捉える可能性は小さい、と。

やや図式的だが、その間の事情を図2によって説明しておこう。

上の横軸においてA↔Bは<連邦制>の範囲を意味するから、これより左へ突出するのは英国系によるフランス系の<同化>(assimilation)、逆に右へ突出するのはフランス系の独立・分離主義(separatism)である。若干の迂余曲折を経て、

図 2



現状ではカナダは連邦制の枠内に留まっているが、それを可能にしたものとして図2では「第3の要因」というものを想定しておいた。いうまでもなく、これからは先に掲げたケベック州の連邦内での「地位」、それからこれから論じようとするカナダ社会の「さらなる多元性」である。カナダは、今や、「建国の2民族」だけで構成されている単純な「2元的国家」ではなく、さらに多様な民族的、文化的、地域的要素を抱かえ込んだ「多元的国家」に変身したのである。その間の事情を次にやや詳しく見ておくことにしよう。

付記

なお、1985年以降の「ケベック問題」の展開については以下の二つの拙稿を参照のこと。

「1989年ケベック州選挙をめぐる」『関西学院大学社会学部紀要』第63号、1991年、161-189頁

「The Charlottetown Agreementの否決と1994年ケベック州選挙」

『同上』第72号、1995年、21-35頁

資料1

「カトリシズムとフランス系カナダのナショナリズム」

Mgr L. F. R. Lafleche (1866) の要旨

すべての民族は、恩寵によって予言された自らの運命を実現するべく、それを理解し、絶えずその目的にむかって邁進しなければならない。

そもそもそれは神の御業（意志）である—ある民族がひとつの地を与えられ、そこに国家的統一を実現する。そしてそこでは、固有の言語、法律、モース、習慣が維持される。フランス系カナダについていえば、疑いもなくそれはひとつの民族であり、セントローレンス河が豊かに育てるこの広大な土地はわれわれ自身の正統なホームランドである。ここでわが100万の同胞は同じ言葉を話し、同じ信仰を告白して生活している。祖先から受け継いだ法律や制度を守り、額に汗してその土地を豊かにするために労を惜しまない。

そして、われわれは250年前この原始的で異教的な土地に住む人びとに福音を伝えるためにフランスから渡ってきた数家族の子孫なのである。そこには神の導きがあった。Digims Dei est hir（神の指がここにある！）かれらは選ばれてきた民族の苗床であり、あの長老アブラハムに与えられた言葉が文字通り当てはまるのである。

「お前の国を出て、わたしが指し示す土地にゆきなさい。わたしはお前たちを一つの偉大な民族としよう。その子孫たちは空の星のごとくに増え、その数は海辺の砂粒の数にも比肩しよう。」

かくして、確信するがよい—われわれフランス系カナダ人は一つの nation となるであろう。そして、この豊かな土地を与えられた恩寵に感謝し、その運命を全うし

なければならない。

nationとしてわれわれは実現すべき使命があり、また peopleとして達成すべき目標がある。それは神によって予定されている。その実現・達成はまさにすべての個人の努力に負っている。すべての個人はその与えられた役割に従って最大の働きをしなければならない。それを怠るもの、その使命を拒否するものには死と破滅の罪が待ち受けている。

それでは、フランス系カナダ人の使命とは何か。この機会に次のことをいっておこう。それは市民的・政治的の社会と宗教と永遠の関係を理解することである。神をあげそれに服従するかぎりにおいて、民族や国家は繁栄を享受できる。ギリシャやローマの例をみるまでもなく、神の意志に従い正義と公正の道を誤らないかぎり国は栄えるが、貧欲、金銭への不当な愛、支配や物質的快樂への飢えが破滅の門を開くのだ。

国を治めるものは知識人でも政治家でもない。それは神の恩寵である。カトリック教徒としての信仰を強め、その聖なる教えに従ってわれわれの未来を考えなければならない。われわれの祖先に与えられた使命に忠実であり、その目標に向かって不断に力強く努力するかぎりにおいて、われわれには恐れるべきものはない。いかなる権力もいかなる人間の企みも民族としてのわれわれの運命の実現を妨げることはできないのである。

こうしてみれば、恩寵がわれわれフランス系カナダ人に与え給うた使命は、本質的に宗教的である。その使命とは、1) 不幸な異教徒の原住民をカトリック教徒に改宗させること、2) そして圧倒的にカトリックである国家をつくることで神の国をますます拡大することである。

なによりも、歴史的にみれば、フランス王がこの地を植民地化しようとした動機はまさにそれである。それをカトリック教会の領域に入れることがこうした冒険の真の動機であった。フランス王たちは、J. カルチェヤジャンブランをこの新しい土地に派遣した、文明とカトリックへの改宗のために……。

それ故、宗教はカナダのフランス植民地組織にとって巨大に健全な影響力をもっていたのである。深くカトリック的である国を造ることが何にもましてわれわれの祖先の使命であって、それはそのままわれわれにも受け継がれているのである。カルティエが初めてセントローレンス河口に辿り着いた時、かれは嵐のためにガスベ湾に退避することを余儀なくされたのだが、その時、最初の上陸地点でかれが行ったことは30フィートにおよぶ十字架を建てたことである。それから次にかれが行なったことは、その十字架の上に、「フランス万歳」という言葉を刻印したのである。フランスのカトリックの植民地の誕生であった。

かくして、カルティエは旧約聖書の長老アブラハムにきわめて類似しているといわなければならない。カナダ

は、まさにアブラハムにおけるカナンのごとく、カルティエにとって神の導きが与え給うたく約束の地>であったというわけである。

われわれフランス系カナダ人は<選ばれた民>である。その出自からして、われわれは激しい信仰と優しい態度を誇りにしている。宗教的であれ市民的であれ、われわれは権威に対して深い尊敬の念を抱いている。そして、教会の教えを固く信じこれを遵守するのである。かくして、カナダの諸制度は教会の組織と不可分である。ラバル神父が基礎を築いた教会の諸制度がこの国を守りあずかる。

References

- Behiels, M. D. 1985. *Prelude to Quebec's Quiet Revolution: Liberalism versus Neo-nationalism 1945-1960*, Kingston and Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Berry, J. W., J. W., R. Kalin and D. M. Taylor. 1977. *Multiculturalism and Ethnic Attitudes in Canada*, Ottawa: Minister of Supply and Services Canada.
- Colwmen, W. D. 1984. *The Independence Movement in Quebec 1945-1980*, Toronto: University of Toronto Press.
- Fritzmaurice, J. 1985. *Québec and Canada*, N. Y. : St. Martin's Press.
- Hamelin, J. et N. Gagnon. 1984. *Histoire du catholicisme québécois*. Tome 1 (1898-1940), Tome 2 (de 1940 à nos jour), Montréal: Las Éditions du Boreal Express.
- Latouche, D. et als. 1976. *Le processus électoral au Québec: les élections provinciales de 1970 et 1973*, Montréal: Hurtubise HMH.
- Mallea, J. R. 1977. *Quebec's Language Policies: Background and Response*, Québec: Les Presses de l'Université Laval.
- McClellan, G. S. 1981. *Immigrants, Refugees, and U. S. Policy*, New York: The H. W. Wilson Company.
- McRoberts, K. and D. Posgate. 1976. *Quebec: Social Change and Political Crisis*, Toronto: McClelland and Stewart.
- Samuda, R. J., J. W. Berry and M. Laferrière. 1984. *Multi-culturalism in Canada: Social and Educational Perspectives*, Toronto: Allyn and Bacon, INC.
- Smiley, D. V. 1980. *Canada in Question: Federalism in the Eighties*, Third Edition, Toronto: McGraw-Hill Ryerson.
- Touret, B. 1972. *L'Aménagement Constitutionnel des États de peuplement composite*, Québec: Les Pre-

sses de l'Université Laval.

Trudeau, P. E. 1968. *Federalism and the French Canadians*, Toronto: Macmillan of Canada.